

大分県報

平成二十八年
号外（一五四）
十二月二十七日

（火曜日）

目次

規則

大分県会計規則の一部改正……………

○規則

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第一百号

大分県会計規則の一部を改正する規則

第一条 大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第五十条の三第四項」を「第五十条の三第三項」に、「及び第五十一条第二項並びに」を「並びに第五十一条第二項及び」に改める。

第三十五条の二中「昭和二十二年法律第六十七号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

別表第一中

「大分県立白杵高等学校」 白 杵 市 を

「大分県立白杵高等学校

大分県立海洋科学高等学校

白 杵 市
白 杵 市
に改める。

第二条 大分県会計規則の一部を次のように改正する。

別表第一中

「大分県立別府青山高等学校」 別 府 市
「大分県立別府羽室台高等学校」 別 府 市
「大分県立別府翔青高等学校」 別 府 市
を

「大分県立別府翔青高等学校」 別 府 市 に改める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中大分県会計規則第二条第九号及び第三十五条の二の改正規定 公布の日

二 第一条中大分県会計規則別表第一の改正規定 平成二十九年一月一日

三 第二条の規定 平成二十九年四月一日